

2008年漁業センサス 和歌山県の結果概要

平成21年8月

目 次

2008年漁業センサス結果概要

1	調査の目的	1
2	調査の期日	1
3	調査の体系	1
4	結果の公表	2
	別紙 漁業地区図	3
	I 海面漁業調査	4
	〔I〕 漁業経営体調査	4
1	漁業経営体	4
	(1) 総経営体数	4
	(2) 経営組織別漁業経営体数	4
	(3) 市町別漁業経営体数	5
	(4) 経営体階層別・漁業層別漁業経営体数	6
	(5) 主とする漁業種類別漁業経営体数	7
	(6) 漁獲物販売金額別漁業経営体数	8
2	個人経営体	9
	(1) 専兼業別個人経営体数	9
	(2) 自営漁業の後継者の有無別個人経営体数	9
3	漁業就業者数	10
	(1) 海区別漁業就業者数	10
	(2) 性別・男子年齢別漁業就業者数	11
4	使用漁船	12
	(1) 使用漁船総隻数	12
	(2) 種類別使用漁船	12
	〔II〕 漁業管理組織調査	13
	漁業管理組織	13
	(1) 漁業管理組織数	13
	(2) 管理対象魚種別管理組織数	13
	〔III〕 海面漁業地域調査	14
	活性化の取組	14
	(1) 都市との交流活動	14
	(2) 水産物直売所	14
	II 内水面漁業調査	14
	〔I〕 内水面漁業経営体調査	14
	内水面養殖業	14
	(1) 内水面養殖業経営体数	14

(2) 経営組織別内水面養殖業経営体数	15
(3) 主とする養殖種類別内水面養殖業経営体数	15
(4) 専兼業別個人養殖業経営体数	16
(5) 後継者の有無別個人養殖業経営体数	16
(6) 養殖業経営体の家族・雇用者別養殖業従事者数	16
〔Ⅱ〕 内水面漁業地域調査	17
1 漁場環境改善への取組	17
(1) 漁場環境改善への取組別漁業協同組合数	17
(2) 放流数量	17
2 都市との交流活動の取組	17
(1) 都市との交流活動の取組別漁業協同組合数	17
Ⅲ 流通加工調査	18
〔Ⅰ〕 魚市場調査	18
1 魚市場数、年間取扱数量及び金額	18
2 品質・衛生管理機器の導入状況別魚市場数	18
〔Ⅱ〕 冷凍・冷蔵工場、水産加工場調査	19
1 冷凍・冷蔵工場	19
(1) 冷凍・冷蔵工場数の推移	19
(2) 冷蔵能力及び従業者数	19
2 水産加工場	20
(1) 水産加工場数の推移	20
(2) 営んだ加工種類別水産加工場数	20
(3) 水産加工場の従業者数	21
(4) 原材料に占める国産品の割合（重量ベース）別工場数	21
(5) HACCP 手法を採用している水産加工場数及び採用理由	21
利用上の注意（用語等の解説）	22

2008年漁業センサス結果概要

1 調査の目的

漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的としている調査で、5年ごとに全国一斉に実施しています。

2 調査の期日

平成20年11月1日現在

3 調査の体系

調査の種類	調査範囲	調査対象	調査系統	調査方法	
海面 漁業 調査	漁業経営体調査	海面に沿う市町村 ※注1	漁業経営体	農林水産省 都道府県 市町村 調査員 ※注3	調査員が調査客体に調査票を配布し、自計申告する方法 ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、面接調査により行う
	漁業管理組織調査		漁業管理組織		
	海面漁業地域調査		漁業協同組合		
内水面 漁業 調査	内水面漁業経営体調査	共同漁業権が設定されている湖沼及び内水面養殖を営む漁業経営体の所在する市町村 ※注2	内水面漁業経営体	農林水産省 統計・情報センター 調査員 ※注4	
	内水面漁業地域調査	内水面における漁業権行使区域により区分されている内水面漁業地域	内水面漁業協同組合		
流通 加工 調査	魚市場調査	海面に沿う市町村	魚市場		調査員が調査客体に調査票を配布し、自計申告する方法又はオンラインによる報告
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	全国の市町村	冷凍・冷蔵工場 水産加工場		

注1・2

※ 海面に沿う市町村（本県の対象は6市12町）

○瀬戸内海区（3市4町）

和歌山市、海南市、有田市、湯浅町、広川町、日高町、由良町

○太平洋南区（3市8町）

御坊市、田辺市、新宮市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町
すさみ町、那智勝浦町、太地町、串本町

※ 内水面漁業経営体の所在する市町村（本県の対象は5市9町）

和歌山市、有田市、田辺市、紀の川市、岩出市、紀美野町、有田川町

みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町

※ 漁業地区図は別紙のとおり

注3・4

※ 調査の種類により調査系統が異なります

問い合わせ先

都道府県経由の調査

和歌山県企画部企画政策局調査統計課

地方統計組織経由の調査

近畿農政局和歌山農政事務所統計部経営・構造
統計課

4 結果の公表

この数値は概数値であり、後日農林水産省から公表される数値が確定値となります。

I 海面漁業調査

〔I〕漁業経営体調査

1 漁業経営体

(1) 総経営体数

漁業経営体数は2,512経営体で、前回調査（2003年漁業センサス）に比べて526経営体（17.3%）減少しました。

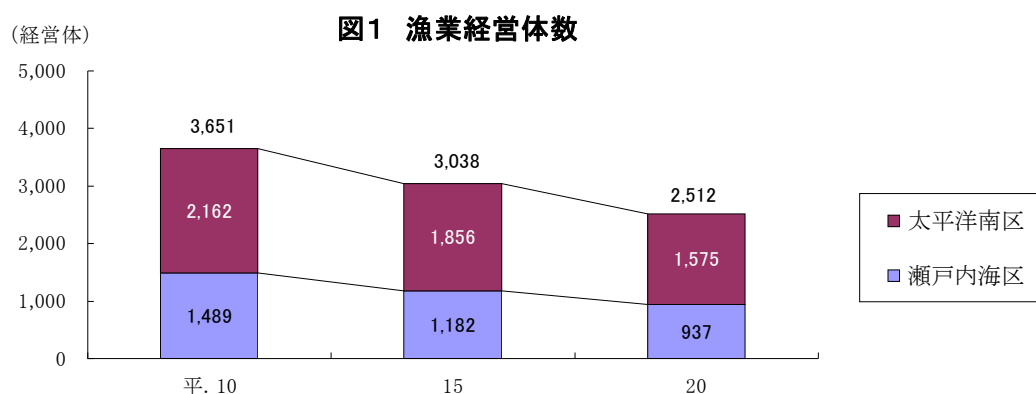
海区別では、「瀬戸内海区」が245経営体（20.7%）、「太平洋南区」が281経営体（15.1%）それぞれ減少しました。（第1表）

第1表 海区別漁業経営体数

単位：経営体

区 分	計	海 区 別	
		瀬戸内海区	太平洋南区
平. 20	2 512	937	1 575
15	3 038	1 182	1 856
10	3 651	1 489	2 162
20/15増減率（%）	△17.3	△20.7	△15.1
15/10増減率（%）	△16.8	△20.6	△14.2

・漁業経営体とは、過去1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日）に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいいます。ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体を除きます。



(2) 経営組織別漁業経営体数

漁業経営体を経営組織別にみると、個人経営体は2,403経営体（構成比95.7%）、団体経営体は109経営体（構成比4.3%）で、前回調査に比べてそれぞれ17.5%、14.2%減少しました。（第2表）

第2表 経営組織別漁業経営体数

単位:経営体

区 分	漁業経営体数		構成比 (%)		増減率 (%)
	平. 20	15	平. 20	15	20/15
計	2 512	3 038	100.0	100.0	△17.3
個人経営体	2 403	2 911	95.7	95.8	△17.5
団体経営体	109	127	4.3	4.2	△14.2
会社	36	40	1.4	1.3	△10.0
協同組合	4	8	0.2	0.3	△50.0
生産組合	4	6	0.2	0.2	△33.3
共同経営	63	68	2.5	2.2	△7.4
その他	2	5	0.1	0.2	△60.0

(3) 市町別漁業経営体数

漁業経営体数を市町別にみると、串本町が422経営体で最も多く、次いで和歌山市273経営体、有田市244経営体、那智勝浦町203経営体、田辺市175経営体と続き、この5市町で県全体の約5割を占めています。(第3表)

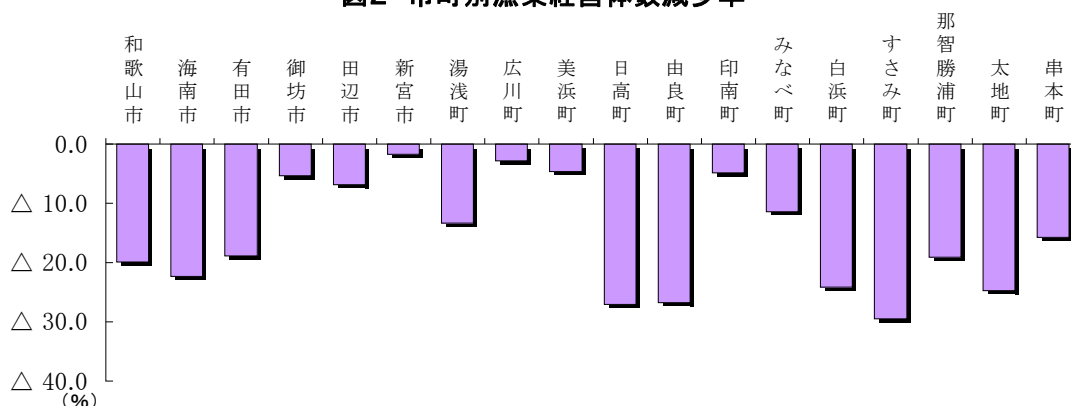
なお、漁業経営体数は、前回調査と比べると全市町で減少しました。

第3表 市町別漁業経営体数

単位:経営体

区 分	漁業経営体数		構成比 (%)		増減率 (%)
	平. 20	15	平. 20	15	20/15
計	2 512	3 038	100.0	100.0	△ 17.3
和歌山市	273	341	10.9	11.2	△ 19.9
海南市	108	139	4.3	4.6	△ 22.3
有田市	244	301	9.7	9.9	△ 18.9
御坊市	159	168	6.3	5.5	△ 5.4
田辺市	175	188	7.0	6.2	△ 6.9
新宮市	56	57	2.2	1.9	△ 1.8
湯浅町	65	75	2.6	2.5	△ 13.3
広川町	35	36	1.4	1.2	△ 2.8
美浜町	62	65	2.5	2.1	△ 4.6
日高町	78	107	3.1	3.5	△ 27.1
由良町	134	183	5.3	6.0	△ 26.8
印南町	78	82	3.1	2.7	△ 4.9
みなべ町	109	123	4.3	4.0	△ 11.4
白浜町	135	178	5.4	5.9	△ 24.2
すさみ町	103	146	4.1	4.8	△ 29.5
那智勝浦町	203	251	8.1	8.3	△ 19.1
太地町	73	97	2.9	3.2	△ 24.7
串本町	422	501	16.8	16.5	△ 15.8

図2 市町別漁業経営体数減少率



(4) 経営体階層別・漁業層別漁業経営体数

海面漁業経営体を階層別にみると、「1～3トン」階層が645経営体（構成比25.7%）で最も多く、次いで「3～5トン」階層が547経営体（構成比21.8%）、「5～10トン」階層が462経営体（構成比18.4%）、「1トン未満」階層が451経営体（構成比18.0%）と続き、この4階層で全経営体の84%を占めました。

（第4表－1）

また、海面漁業経営体を漁業層別にみると、沿岸漁業層の経営体数は2,233経営体で、前回調査に比べて511経営体（18.6%）減少し、中小漁業層は279経営体で、15経営体（5.1%）減少しました。（第4表－2）

第4表－1 経営体階層別漁業経営体数

単位：経営体

区 分		漁業経営体数		構成比 (%)		増減率 (%)
		平. 20	15	平. 20	15	20/15
総 数		2 512	3 038	100.0	100.0	△ 17.3
漁船非使用		35	47	1.4	1.9	△ 25.5
漁 船 使 用	無動力船のみ	1	-	-	-	-
	動力船	451	510	18.0	20.3	△ 11.6
	1T未満	645	846	25.7	33.7	△ 23.8
	1以上3未満	547	689	21.8	27.4	△ 20.6
	3～5	462	531	18.4	21.1	△ 13.0
	5～10	189	191	7.5	7.6	△ 1.0
	10～20	51	53	2.0	2.1	△ 3.8
	20～30	19	26	0.8	1.0	△ 26.9
	30～50	14	9	0.6	0.4	△ 55.6
	50～100	5	10	0.2	0.4	△ 50.0
	100～200	1	5	-	0.2	△ 80.0
200～500	-	-	-	-	-	
500T以上		-	-	-	-	-
大型定置網		7	9	0.3	0.4	△ 22.2
小型定置網		20	24	0.8	1.0	△ 16.7
地びき網 ※〈注〉		-	6	-	0.2	-
海面養殖計		65	82	2.6	3.3	△ 20.7

〈注〉地びき網は、今回の調査から漁業種類「その他の網漁業」に統合されたため、漁船使用の各階層に含まれていません。

第4表-2 漁業層別漁業経営体数

単位：経営体

区 分		漁業経営体数計	沿岸漁業層	中小漁業層
平. 20		2 512	2 233	279
15		3 038	2 744	294
構成比 (%)	平. 20	100.0	88.9	11.1
	15	100.0	90.3	9.7
増減率 (%)	20/15	△17.3	△18.6	△5.1

- ・漁業層とは、漁業経営体が主に行った漁業種類又は使用した漁船のトン数から決定した区分をいいます。
- ・沿岸漁業層とは、漁船非使用、無動力漁船・船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいいます。
- ・中小漁業層とは、動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいいます。

(5) 主とする漁業種類別漁業経営体数

漁業経営体を主とする漁業種類別で見ると、「釣」が1,233経営体（構成比48.7%）で最も多く、次いで「刺網」が514経営体（構成比20.5%）、「底びき網」が236経営体（構成比9.4%）、「採貝、採藻」が178経営体（構成比7.1%）となっており、前回調査と比べるとすべての階層で減少しました。（第5表）

第5表 主とする漁業種類別漁業経営体数

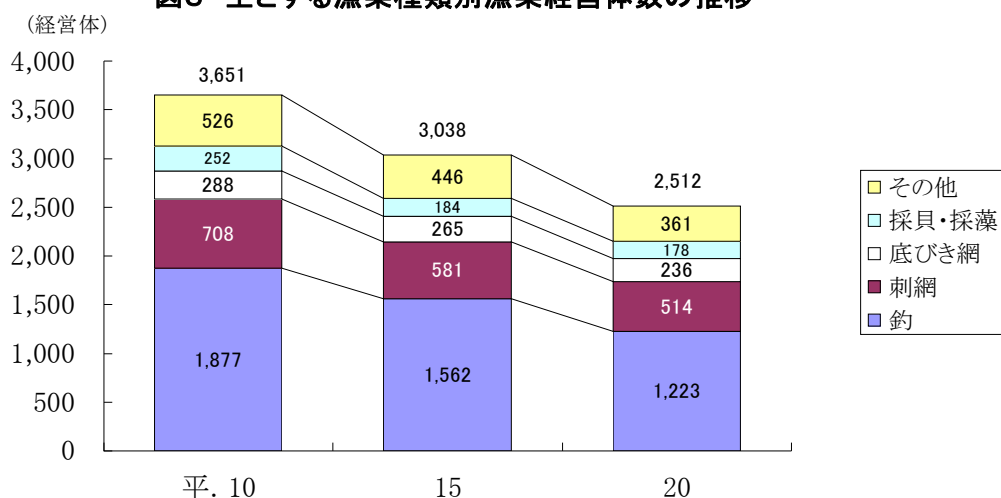
単位：経営体

区 分	漁業経営体数		構成比 (%)		増減率 (%)
	平. 20	15	平. 20	15	20/15
計	2 512	3 038	100.0	100.0	△ 17.3
近海捕鯨	1	2	0.0	0.1	△ 50.0
底びき網	236	265	9.4	8.7	△ 10.9
まき網	17	19	0.7	0.6	△ 10.5
その他の網漁業 ※〈注1〉	59	91	2.3	3.0	△ 35.2
刺網	514	581	20.5	19.1	△ 11.5
釣	1 223	1 562	48.7	51.4	△ 21.7
はえ縄	69	71	2.7	2.3	△ 2.8
船びき網	81	97	3.2	3.2	△ 16.5
大型定置網	7	9	0.3	0.3	△ 22.2
小型定置網	20	24	0.8	0.8	△ 16.7
採貝、採藻	178	184	7.1	6.1	△ 3.3
その他漁業	42	51	1.7	1.7	△ 17.6
海面養殖	65	82	2.6	2.7	△ 20.7
ぶり養殖	3	6	0.1	0.2	△ 50.0
まだい養殖	27	42	1.1	1.4	△ 35.7
まぐろ養殖 ※〈注2〉	2	-	0.1	-	-
その他の魚類養殖	2	6	0.1	0.2	△ 66.7
わかめ類養殖	17	10	0.7	0.3	70.0
のり類養殖	6	6	0.2	0.2	0.0
その他	8	12	0.3	0.4	△ 33.3

〈注1〉「その他の網漁業」には「地びき網」、「さんま棒受網」が含まれます。

〈注2〉今回調査から「まぐろ養殖」は前回調査の「その他の魚類養殖」から分離しています。

図3 主とする漁業種類別漁業経営体数の推移



(6) 漁獲物販売金額別漁業経営体数

漁業経営体を漁獲物販売金額別で見ると、「0～100万未満」が964経営体（構成比38.4%）、「100万～300万円未満」が684経営体（構成比27.3%）、「300万～500万未満」が325経営体（構成比12.9%）と続き、この3階層で全経営体の約8割を占めています。（第6表）

第6表 漁獲物・収穫物販売金額階層別漁業経営体数

単位：経営体

区 分	漁業経営体数	構成比(%)
0～100万円未満	966	38.5
100～300未満	684	27.3
300～500未満	325	12.9
500～800未満	182	7.3
800～1,000未満	98	3.9
1,000～1,500未満	122	4.9
1,500～2,000未満	47	1.9
2,000～5,000未満	45	1.8
5,000～10,000未満	24	1.0
10,000～20,000未満	11	0.4
20,000～	8	0.3

・ 漁獲物販売金額とは、過去1年間の漁獲物（養殖の収穫物を含む）の販売金額をいいます。

2 個人経営体

(1) 専兼業別個人経営体数

海面漁業経営体のうち個人経営体は2,403経営体で、前回に比べて508経営体(17.5%)減少しました。専業漁業は198経営体増加し、専業率(「専業」が全体に占める割合)は約6割となっています。(第7表)

第7表 専兼業別個人経営体数

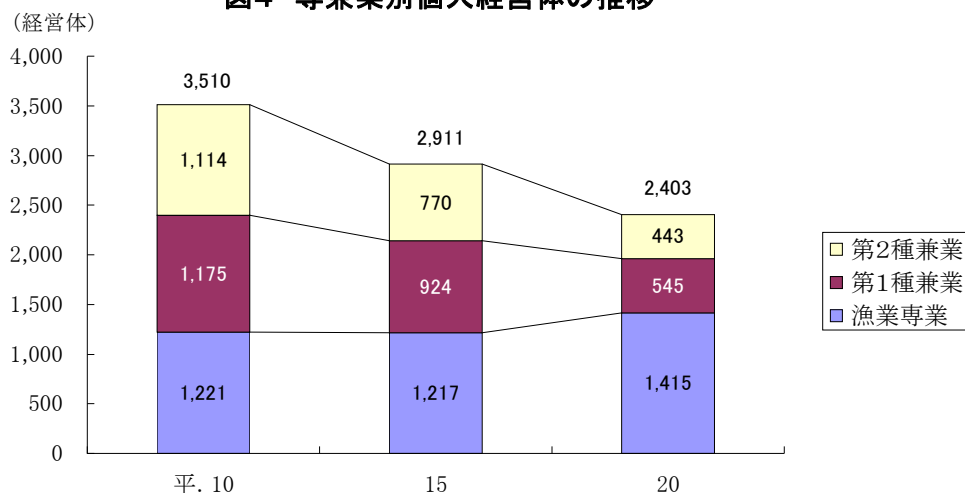
単位：経営体

区分	個人経営体数		構成比 (%)		増減率 (%)
	平. 20	15	平. 20	15	20/15
計	2 403	2 911	100.0	100.0	△ 17.5
漁業専業	1 415	1 217	58.9	41.8	16.3
漁業兼業	988	1 694	41.1	58.2	△ 41.7
第1種	545	924	22.7	31.7	△ 41.0
第2種	443	770	18.4	26.5	△ 42.5

家としての専業兼業別

- ・専業とは、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいない世帯をいいます。
- ・第1種兼業とは、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回る世帯をいいます。
- ・第2種兼業とは、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回る世帯をいいます。

図4 専兼業別個人経営体の推移



(2) 自営漁業の後継者の有無別個人経営体数

海面漁業経営体の個人経営体のうち、自営漁業の後継者のいる経営体は299経営体で、個人経営体全体の12%を占めました。(第8表)

第8表 自営漁業の後継者の有無別経営体数

単位：経営体

区 分	経営体数		構成比 (%)		増減率 (%)
	平. 20	15	平. 20	15	20/15
個人経営体	2 403	2 911	-	-	△ 17.5
後継者のいる経営体	299	225	12.4	7.7	32.9

・後継者とは、「過去1年間に漁業に従事した人のうち、将来自営漁業の経営主になる予定の人」をいいます。平成15年は個人経営体の世帯員を対象としていましたが、20年は同一世帯に限らず将来経営主になる予定の人を対象としています

3 漁業就業者数

(1) 海区別漁業就業者数

漁業就業者数は、3,916人で前回調査に比べて752人(16.1%)減少しました。(第9表)

また、新規漁業就業者は23名となっています。(第10表)

第9表 海区別漁業就業者数

単位：人

区 分	就業者数		構成比 (%)		増減率 (%)
	平. 20	15	平. 20	15	20/15
計	3 916	4 668	100.0	100.0	△ 16.1
瀬戸内海区	1 503	1 817	38.4	38.9	△ 17.3
太平洋南区	2 413	2 851	61.6	61.1	△ 15.4

第10表 新規就業者数

単位：人

区 分	新規就業者数	構成比 (%)
計	23	100.0
個人経営体の自営漁業のみ	6	26.1
漁業雇われ	17	73.9

〈注〉今回調査の新規項目

・漁業就業者とは、満15歳以上で過去1年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した人をいいます。

・新規就業者とは、過去1年間の漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した人で、①新たに漁業を始めた人、②他の仕事の主であったが漁業が主となった人、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった人のいずれかに該当する人をいいます。なお、「個人経営体の自営漁業のみ」については、前述のうち海上作業に30日以上従事した人を新規就業者としています。

(2) 性別・男子年齢別漁業就業者数

漁業就業者を男女別にみると、男子は3,697人、女子は219人となっています。
男子就業者を年齢別でみると、60歳以上の人が男子就業者全体の55%を占めました。(第11表)

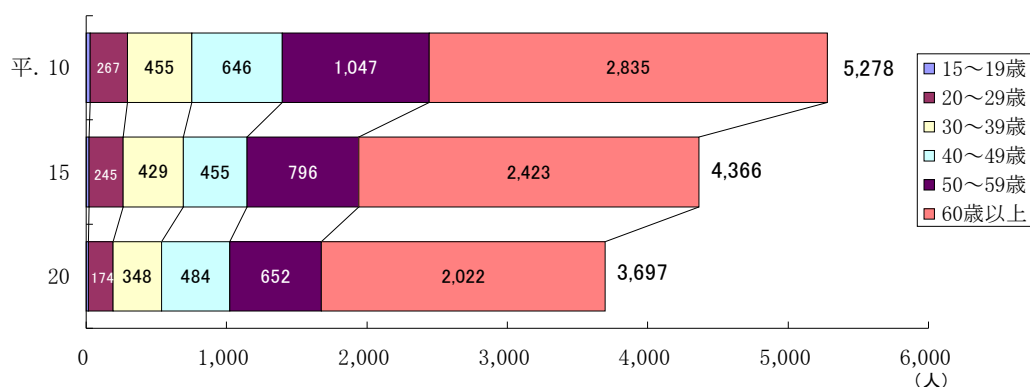
第11表 性別・男子年齢別漁業就業者数

区 分	計	男子						
		小計	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳
平. 20	3 916	3 697	17	174	348	484	652	401
15	4 668	4 366	18	245	429	455	796	567
20構成比(%)	-	100.0	0.5	4.7	9.4	13.1	17.6	10.8
15構成比(%)	-	100.0	0.4	5.6	9.8	10.4	18.2	13.0
20/15増減率(%)	△16.1	△15.3	△5.6	△29.0	△18.9	6.4	△18.1	△29.3

単位:人

区 分	男子			女子
	65～69歳	70～74歳	75歳以上	
平. 20	477	571	573	219
15	753	705	398	302
20構成比(%)	12.9	15.4	15.5	-
15構成比(%)	17.2	16.1	9.1	-
20/15増減率(%)	△36.7	△19.0	44.0	△27.5

図5 男子年齢別漁業就業者数の推移



4 使用漁船

(1) 使用漁船総隻数

漁業経営体が平成20年11月1日前1年間に使用し、調査日現在保有している漁船の総隻数は3,570隻で、前回調査に比べて795隻（18.2%）減少しました。（第12表）

第12表 海区別漁船隻数

単位：隻

区 分	隻数		増減率 (%)
	平. 20	15	20/15
計	3 570	4 365	△ 18.2
瀬戸内海区	1 351	1 710	△ 21.0
太平洋南区	2 219	2 655	△ 16.4

(2) 種類別使用漁船

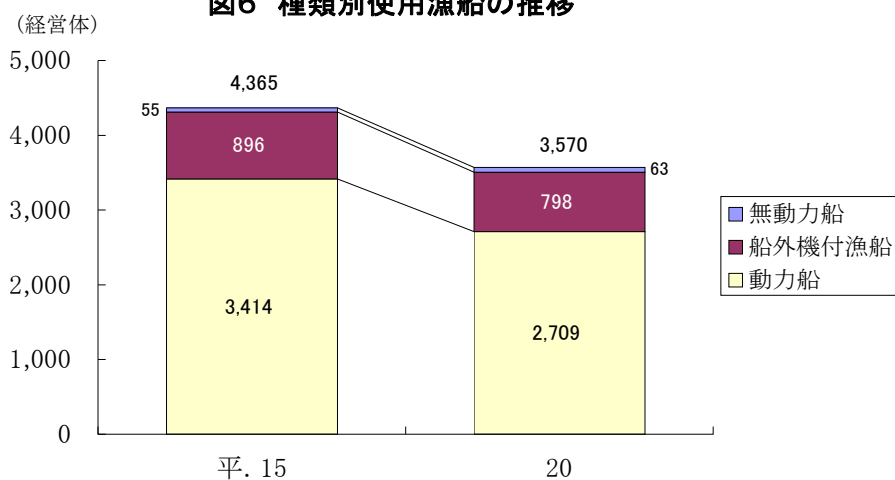
使用漁船を種類別にみると、「動力船」2,709隻（構成比75.9%）、「船外機付漁船」798隻（構成比22.4%）、「無動力船」63隻（構成比1.8%）となっています。（第13表）

第13表 種類別使用漁船隻数

単位：隻

区 分	隻数		構成比 (%)		増減率 (%)
	平. 20	15	平. 20	15	20/15
計	3 570	4 365	100.0	100.0	△ 18.2
無動力船	63	55	1.8	1.3	14.5
船外機付漁船	798	896	22.4	20.5	△ 10.9
動力船	2 709	3 414	75.9	78.2	△ 20.7

図6 種類別使用漁船の推移



〔Ⅱ〕 漁業管理組織調査

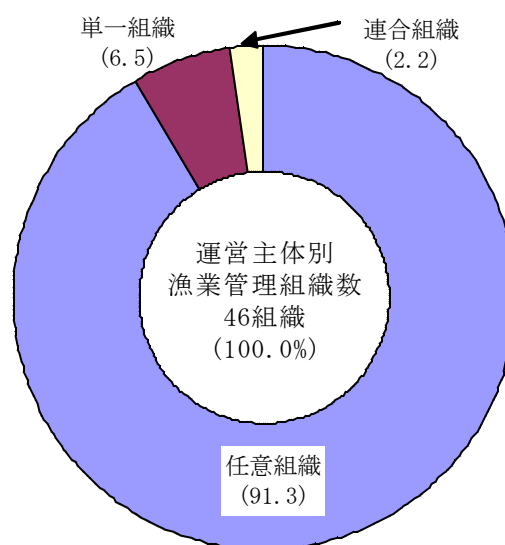
漁業管理組織

(1) 漁業管理組織数

漁業管理組織数は、46組織で前回に比べ10組織（27.8%）増加しました。

漁業管理組織を運営主体別にみると任意組織が、91.3%と大半を占めています。

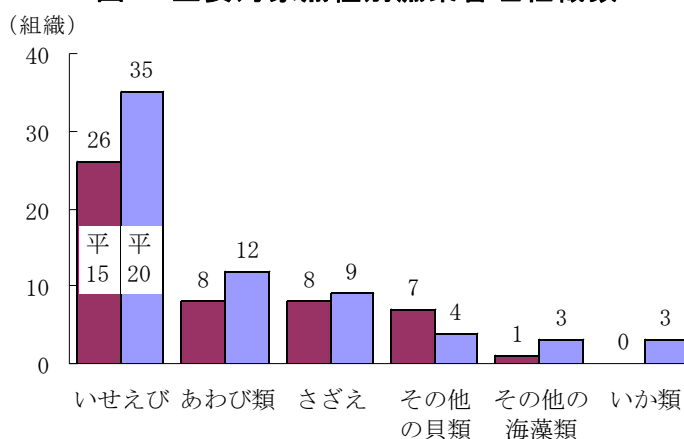
図7 運営主体別漁業管理組織数



(2) 管理対象魚種別漁業管理組織数

漁業管理組織を主な管理対象魚種別にみると、その他の貝類を除いて増加しています。そのうち、いせえびが 35 組織（全漁業管理組織に占める割合 76.1%）で最も多く、次いであわび類を対象とする組織が 12 組織（同 26.1%）、さざえ 9 組織（同 19.6%）となっています。

図8 主要対象魚種別漁業管理組織数



・漁業管理組織とは、漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体が集まり、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行い、漁業管理について文書による取決めがあり、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が関与しているものをいいます。

〔Ⅲ〕海面漁業地域調査

活性化の取組

(1) 都市との交流活動

活性化の取組として漁業体験を行った漁協は3組合あり、その活動に725人が参加しました。また、魚食普及活動を行った漁協は5組合で、その活動に2,317人が参加しました。(第14表)

第14表 都市との交流活動を行った漁協数及び参加人数(複数回答)

区 分	漁 協 数	延べ参加人数
	組合	人
漁 業 体 験	3	725
魚 食 普 及 活 動	5	2 317
そ の 他	-	-

(2) 水産物直売所

水産物直売所を運営する漁業協同組合は5組合で、その施設数は、5施設でした。(第15表)

第15表 水産物直売所を運営した漁協数及び年間利用者数

区 分	漁協数	施設数	年間利用者数
	組合	施設数	人
計	5	5	1 271 400

〈注〉年間利用者数が100万人を超える施設の利用者数は100万人としています。

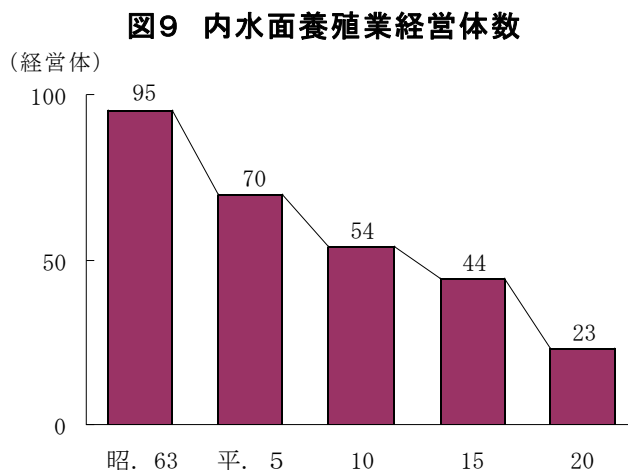
Ⅱ 内水面漁業調査

〔Ⅰ〕内水面漁業経営体調査

内水面養殖業

(1) 内水面養殖業経営体数

養殖業経営体数は、23経営体で前回に比べ21経営体(47.7%)減少しました。



(2) 経営組織別内水面養殖業経営体数

養殖業経営体を経営組織別にみると個人経営体が 11 経営体で前回に比べ 14 経営体 (56.0%) 減少しましたが、養殖業経営体の 47.8 %を占めています。

(第 16 表)

第16表 経営組織別養殖業経営体数

単位：経営体

区 分	平. 20	15	構 成 比		増減率
			平. 20	15	
			%	%	%
計	23	44	100.0	100.0	△ 47.7
個人経営体	11	25	47.8	56.8	△ 56.0
団体経営体	12	19	52.1	43.2	△ 36.8
会社	9	11	39.1	25.0	△ 18.2
漁業協同組合	2	3	8.7	6.8	△ 33.3
漁業生産組合	1	1	4.3	2.3	0.0
共同経営	-	1	-	2.3	-
その他	-	3	-	6.8	-

(3) 主とする養殖種類別内水面養殖業経営体数

養殖業経営体を主とする養殖種類別にみると「食用・あゆ」が 15 経営体で前回に比べ 11 経営体 (42.3 %) 減少し、「食用・その他のます類」が 4 経営体で前回に比べ 5 経営体 (55.6 %) 減少しました。(第 17 表)

第17表 主とする養殖種類別養殖業経営体数

単位：経営体

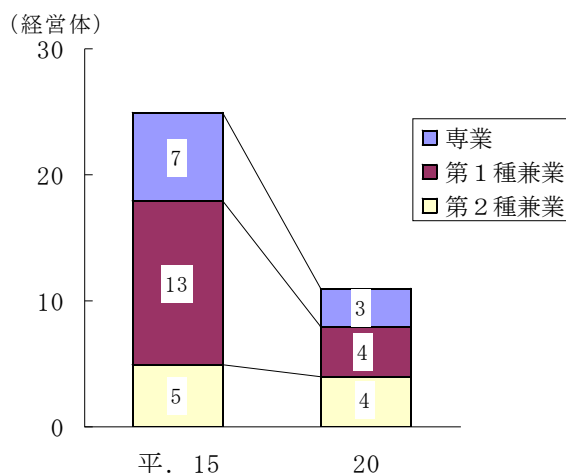
区 分	平. 20	15	構 成 比		増減率
			平. 20	15	
			%	%	%
計	23	44	100.0	100.0	△ 47.7
食用					
その他ます類	4	9	17.4	20.5	△ 55.6
あゆ	15	26	65.2	59.1	△ 42.3
うなぎ	1	1	4.3	2.3	0.0
種苗用					
ます類	-	2	-	4.5	-
あゆ	2	4	8.7	9.1	△ 50.0
鑑賞用					
錦ごい	1	2	4.3	4.5	△ 50.0

・内水面養殖業経営体とは、過去 1 年間に利潤を得るため、販売を目的に内水面において養殖業を行った世帯又は事業所をいいます。

(4) 専兼業別個人養殖業経営体数

個人養殖業経営体数を専兼業別にみると専業経営体は3経営体で前回に比べ4経営体(57.1%)減少し、兼業経営体は8経営体で前回に比べ10経営体(55.6%)減少しました。

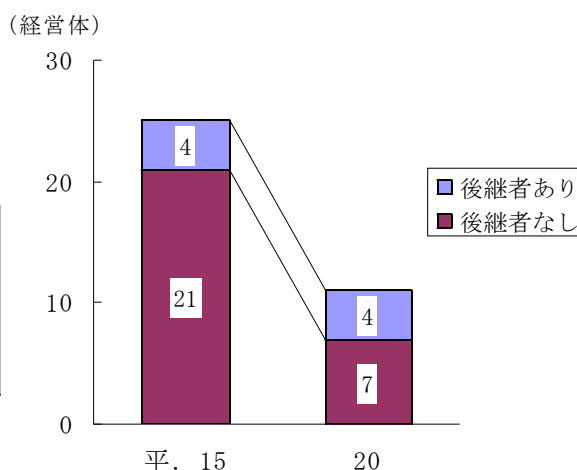
図10 専兼業別個人養殖業経営体数



(5) 後継者の有無別個人養殖業経営体数

個人養殖業経営体数を後継者の有無でみると後継者のいる経営体は4経営体で前回と同じ経営体数でした。後継者のいない経営体は7経営体で前回に比べ14経営体減少しました。

図11 後継者の有無別個人養殖業経営体数



・後継者とは、平成15年は「過去1年間に自営漁業に従事した人のうち、将来自営漁業の経営主になる予定の人」をいい、平成20年は「過去1年間に漁業を行った人のうち、将来自営漁業の経営主になる予定の人」をいいます。

(6) 養殖業経営体の家族・雇用者別養殖業従事者数

過去一年間に養殖業に従事した人は135人で前回に比べ43人(24.2%)減少しました。

これを家族・雇用者別にみると、家族は23人で前回に比べ48人(67.6%)減少しました。雇用者は112人で5人(4.7%)増加し、構成比は家族が17.0%、雇用者が83.0%になっています。(第18表)

第18表 養殖業経営体の家族・雇用者別養殖業従事者数

単位：人

区分	平. 20	15	構成比		増減率
			平. 20	15	
計	135	178	100.0	100.0	△ 24.2
家族	23	71	17.0	39.9	△ 67.6
雇用者	112	107	83.0	60.1	4.7

〔Ⅱ〕内水面漁業地域調査

1 漁場環境改善への取組

(1) 漁場環境改善への取組別漁業協同組合数

漁場環境改善に向けた取組を行った漁業協同組合（漁業協同組合の管理・管轄する漁場別の延べ数）は、13 組合でそのすべての漁協で種苗生産・放流が行われ、次いで河川・湖沼の清掃活動を行った漁協が 12 組合となっています。

（第 19 表）

第19表 漁場環境改善への取組別漁業協同組合数(複数回答)

区 分	平. 20	15	増減率
	組合	地域	%
計(実数)	13	15	△ 13.3
種 苗 生 産 ・ 放 流	13	15	△ 13.3
中 間 育 成	3	3	0.0
保 護 水 面 の 管 理	5	8	△ 37.5
産 卵 場 の 造 成 管 理	7	6	16.7
魚 道 の 管 理	8	12	△ 33.3
魚 つ き 林 の 造 成	2	…	…
魚つき林の造成以外の植樹活動	2	…	…
河 川 ・ 湖 沼 の 清 掃 活 動	12	…	…

(2) 放流数量

漁業協同組合が放流した魚類の放流尾数は、あゆが 727 万 2 千尾と最も多く、次いであまごが 63 万 2 千尾となっています。（第 20 表）

- ・平成15年は内水面漁業地域（漁業権行使区域により区分される水域及びこれに接続する地域）に関する地方公共団体、内水面漁業協同組合の代表者、遊漁案内業者及び漁業精通者を対象としました。
- ・平成20年は水産業協同組合法に基づき設立された内水面漁業協同組合のみを対象としました。

第20表 放流数量

単位：千尾

区 分	平. 20	15	増減率
さけ・ます類			%
さく河性			
その他	-	1	-
陸封性			-
にじます	-	23	-
あまご	632	702	△ 10.0
あゆ	7 272	6 789	7.1
こい	-	70	-
うなぎ	44	38	15.8
その他の魚類	39	5	680.0

2 都市との交流活動の取組

(1) 都市との交流活動の取組別漁業協同組合数

都市との交流活動を行った漁業協同組合のうち漁業体験を行った漁協は 3 組合あり、その活動には410人が参加しました。

（第 21 表）

第21表 都市との交流活動の取組別漁業協同組合数

区 分	漁協数	延 べ 参加人数
	組合	人
漁 業 体 験	3	410
魚食普及活動	-	-
そ の 他	1	90

Ⅲ 流通加工調査

〔Ⅰ〕魚市場調査

1 魚市場数、年間取扱数量及び金額

中央卸売市場を含む 41 魚市場の水産物の取扱数量は 7 万トンで、取扱金額は 336 億 7 千万円となっています。(第 22 表)

第22表 魚市場数、年間取扱数量及び金額

区 分	平. 20	うち中央卸売市場 及び非沿海市区町村 に所在する市場以外	〈注1〉	〈注2〉
			15	増減率 20/15
				%
魚市場数(市場)	41	40	40	0.0
年間取扱数量(千トン)	70	40	51	△ 21.6
年間取扱金額(千万円)	3 367	1 515	2 107	△ 28.1

〈注1〉平成15年は中央卸売市場及び非沿海市区町村に所在する魚市場を含んでいません。

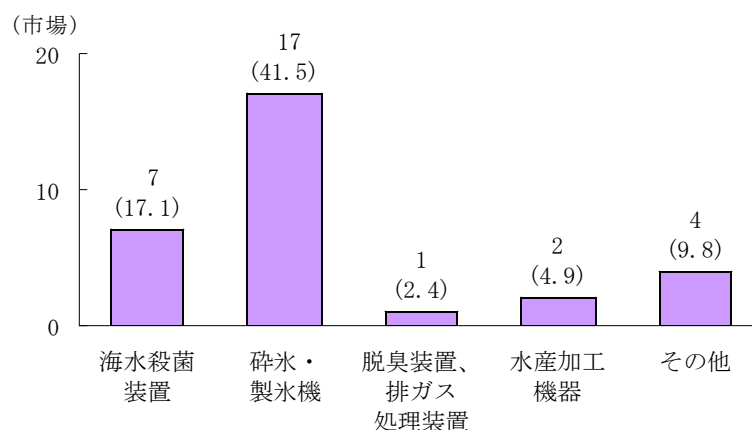
〈注2〉平成20年のうち数と平成15年値で算出した値です。

- ・魚市場とは、過去1年間に漁船により直接水揚げがあった市場及び直接水揚げがなくても陸送により生産地から搬入を受けて、第1次段階の取引を行ったものをいいます。
- ・平成15年は沿海市区町村に所在する魚市場を調査対象としており、また、中央卸売市場については、年間取扱数量及び年間取扱金額は調査していません。

2 品質・衛生管理機器の導入状況別魚市場数

魚市場の品質・衛生管理機器の導入状況を見ると、砕氷・製氷機を導入している市場が 17 市場（全魚市場に占める割合 41.5 %）、海水殺菌装置を導入している市場が 7 市場（全魚市場に占める割合 17.1 %）となっています。

図12 品質・衛生管理機器の導入状況別市場数(複数回答)



〔Ⅱ〕冷凍・冷蔵、水産加工場調査

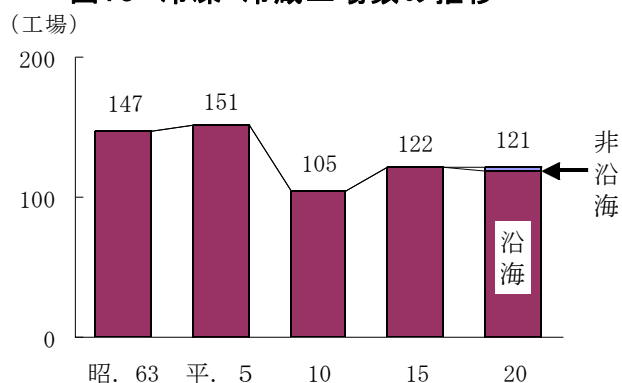
1 冷凍・冷蔵工場

(1) 冷凍・冷蔵工場数の推移

冷凍・冷蔵工場数は 121 工場
で前回に比べ 1 工場 (0.8 %) 減少しました。

・冷凍・冷蔵工場とは、陸上において10馬力以上の冷凍・冷蔵施設を有し、過去1年間に水産物の凍結又は低温保管を行った事業所をいいます。

図13 冷凍・冷蔵工場数の推移



・非沿海の市区町村に所在する冷凍・冷蔵工場については、平成15年より調査しており、平成10年以前の値には含まれていません。

(2) 冷蔵能力及び従業者数

冷凍・冷蔵工場における冷蔵能力は約 4 万 9 千トンで前回に比べ 13.2 % 減少しました。また、冷凍・冷蔵工場の従業者数 1,727 人のうち、外国人従業者数は 10 人で、全従業者数の 0.6 % を占めました。(第 23 表)

第23表 冷凍・冷蔵工場数、冷蔵能力及び従業者数

区 分	平. 20	15	構成比		増減率
			平. 20	15	
			%	%	%
冷凍・冷蔵工場数(工場)	121	122	-	-	△ 0.8
冷蔵能力(トン)	48 976	56 392	-	-	△ 13.2
従業者数(人)					
計	1 727	1 371	100.0	100.0	26.0
うち外国人	10	-	0.6	-	-
男	772	728	44.7	53.1	6.0
女	955	643	55.3	46.9	48.5

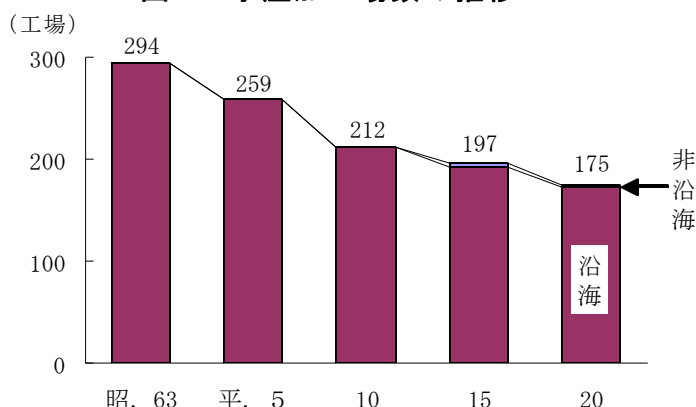
2 水産加工場

(1) 水産加工場数の推移

水産加工場数は 175 工場
で前回に比べ 22 工場(11.2
%)減少しました。

・水産加工場とは、販売を
目的として過去1年間に
水産動植物を原料として
加工製造を行った事業所
をいいます。

図14 水産加工場数の推移



・非沿海の市区町村に所在する水産加工場については、平成15年より調査しており、平成10年以前の値には含まれていません。

(2) 営んだ加工種類別水産加工場数

水産加工場数を
営んだ加工種類別
にみると「その他
の食用加工品」の
「調味加工品のそ
の他」及び「その
他」を製造する加
工場はそれぞれ3
工場、14工場、増
加し、水産物漬物
は増減がなかった
ものの、それ以外
の加工品を製造す
る加工場は減少し
ました。(第24表)

第24表 営んだ加工種類別延べ水産加工場数

区 分	平. 20	15	増減率
	工場	工場	%
計(実数)	175	197	△ 11.2
冷凍水産物	16	25	△ 36.0
缶詰	-	-	-
焼・味付のり	4	5	△ 20.0
寒天	-	-	-
油	-	-	-
ねり製品			
かまぼこ類	30	35	△ 14.3
魚肉ハム・ソーセージ類	1	-	-
冷凍食品	5	10	△ 50.0
素干し品	13	31	△ 58.1
塩干し品	61	82	△ 25.6
煮干し品	50	68	△ 26.5
塩蔵品	5	18	△ 72.2
くん製	2	3	△ 33.3
節製	28	33	△ 15.2
その他の食用加工品			
塩辛類	1	-	-
水産物漬物	1	1	0.0
調味加工品			
水産物つくだ煮類	8	12	△ 33.3
乾燥・焙焼・揚げ加工品	21	25	△ 16.0
その他	5	2	150.0
その他	15	1	1400.0
飼肥料	2	2	0.0

(3) 水産加工場の従業者数

水産加工場の従業者数は 1,935 人で前回に比べ 38 人(1.9 %)減少しました。外国人従業者数は 13 人で、全従業者数の 0.7 %を占めました。(第 25 表)

第25表 水産加工場における従業者数

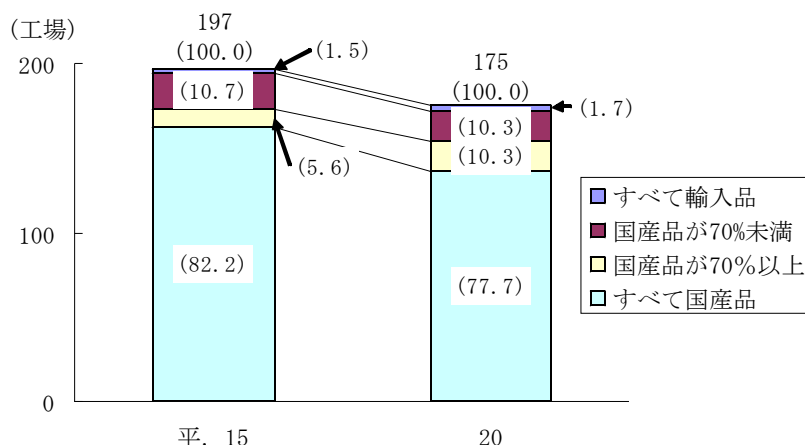
区 分	平. 20	15	構成比		増減率
			平. 20	15	
計	人	人	%	%	%
	1 935	1 973	100.0	100.0	△ 1.9
うち外国人	13	-	0.7	-	-
男	781	836	40.4	42.4	△ 6.6
女	1 154	1 137	59.6	57.6	1.5

(4) 原材料に占める国産品の割合(重量ベース)別工場数

水産加工場数を原材料に占める国産品の割合(重量ベース)別構成比で見ると「すべて国産品」の工場は 77.7 %であり、前回に比べ 4.5 ポイント減少しました。

一方、「70 %以上」が 10.3 %となり、前回に比べ 4.7 ポイント増加しました。

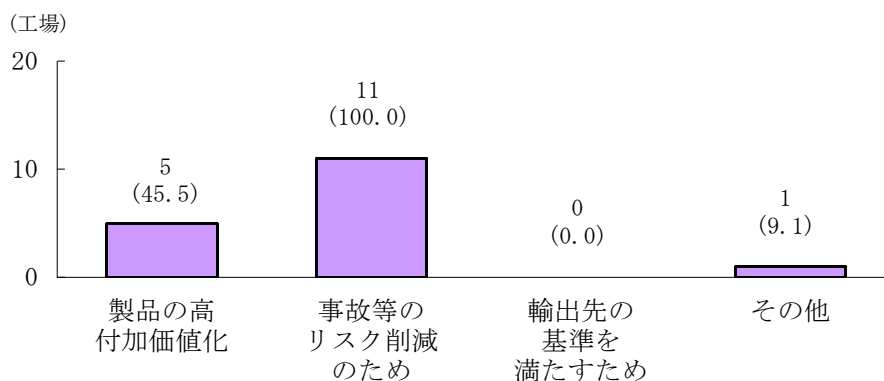
図15 原材料に占める国産品の割合(重量ベース)別工場数



(5) HACCP手法を採用している水産加工場数及び採用理由

HACCP手法を採用している水産加工場数は 11 工場で、採用した理由としては「事故等のリスク削減のため」が最も多く、HACCP手法を採用しているすべての加工場の採用理由にあげられています。

図16 HACCP手法を採用した理由(複数回答)



利用上の注意（用語等の解説）

1 海面漁業経営体調査

海面漁業	海面において営む水産動植物の採捕または養殖の事業をいう。
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、旧有限会社は株式会社として会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合 共同経営	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。 二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
その他	上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (ア) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。 大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。 (イ) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。 上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。

漁船	<p>過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかにかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。</p>
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
個人経営体の専業分類	
専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
自営漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
新規就業者	<p>過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前途のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。</p>

2 漁業管理組織調査

漁業管理組織	<p>以下の事項を全て満たしている組織をいう。</p> <p>①漁場または漁業種類を同じくする複数の漁業経営体が集まっている組</p>
--------	---

	<p>織</p> <p>②自主的な漁業資源の管理、漁場の管理または漁獲の管理を行う組織</p> <p>③漁業管理について、文書による取決めのある組織</p> <p>④漁業協同組合または漁業協同組合連合会が関与している組織</p>
運営主体	
漁業協同組合の単一組織	漁業協同組合が漁業管理の運営主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の連合組織	複数の漁業協同組合が連合して、漁業管理に関する取決めを行い、これを実践しているもの又は漁業協同組合連合会が主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の下部組織	漁業協同組合が組織した漁業種類別部会、青年部等の下部組織が主体となって漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の任意組織	漁業協同組合の組合員が、独自に組織した漁業種類別部会等が主体となって、漁業管理を実施しているものをいう。
管理対象漁業種類	<p>漁業管理組織が対象とする漁業種類を以下の11種類に区分したものをいう。</p> <p>小型底びき網、その他の底びき網、船びき網、刺網、定置網、はえ縄、釣、採貝・採藻、その他の漁業、海面養殖業、その他</p>

3 海面漁業地域調査

漁業体験	地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。
魚食普及活動	水産物の消費拡大と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。
水産物直売所	<p>地元産の生鮮魚介類や水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設をいう。</p> <p>なお、屋根付きの固定された店舗（構造は問わず、プレハブ等を含める。）で常設のものを対象とし、無人施設や自動車等による移動販売、インターネットによる販売は除く。</p>
年間利用者数	過去1年間に水産物直売所に来場した人数をいう。ただし、年間利用者数が100万人を超える場合は100万人とした。

4 内水面漁業経営体調査

内水面	河川・湖沼（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖は除く。以下同じ。）をはじめ、人工の池や養殖用施設など、陸上における全ての
-----	--

内水面漁業	水面をいう。 共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼（以下「調査対象湖沼」という。）において水産動植物の採捕の事業または内水面において営む養殖業をいう。
内水面漁業経営体 養殖業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るため、内水面において販売を目的として計画的かつ持続的に投じ（餌）又は施肥を行い、養殖用または放流用種苗の養成若しくは成魚を養成した世帯及び事業所をいう。
養殖種類	内水面養殖業経営体が行った以下の養殖種類（16種類）をいう。 ①食用（9種類）：にじます、その他のます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、すっぽん、海水魚種、その他 ②種苗用（4種類）：ます類、あゆ、こい、その他 ③観賞用（2種類）：錦ごい、きんぎょ ④真珠（1種類）：真珠
主とする養殖種類	過去1年間に行ったすべての養殖種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。
営んだ養殖種類	過去1年間に行ったすべての養殖種類をいう。

5 内水面漁業地域調査

内水面漁業地域	内水面において漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域をいう。
漁場環境改善への取組	内水面組合において過去1年間に行われた、水産資源の回復・増殖、生息環境の整備などの取組。
都市との交流活動の取組	過去1年間に内水面組合が実施した、漁村地域以外から訪れる人へ漁業や水産物への理解を深めてもらうための体験活動などの取組。
漁業体験	海面漁業地域調査の「漁業体験」に同じ。
魚食普及活動	海面漁業地域調査の「魚食普及活動」に同じ。

6 魚市場調査

魚市場	過去1年間に漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。
水産物の品質・衛生管理機器	
海水殺菌装置	海水の殺菌・滅菌を目的とした装置。
砕氷・製氷機	魚市場内で使用する氷がけ等の氷を製造するための装置。

	<p>なお、出荷用保冷車や漁船の船艙に積むための氷のみを製造する目的の装置は含まない。</p>
脱臭装置、排ガス処理装置	<p>建物内の空気の清浄を目的とした装置。</p>
水産加工機器	<p>フィレマシーン、包装機などの水産物の一次加工、パック作業等を自動で行うための装置。</p>
その他	<p>上記以外で、水産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器。</p>

7 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

冷凍・冷蔵工場	<p>陸上において主機10馬力（7.5kW）以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物（のり冷凍網を除く。）を冷凍し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。</p>
水産加工場	<p>販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。</p>
冷蔵能力	<p>常時10℃以下で保持しうる、通常の収容能力をいう。</p> <p>収容能力とは、壁その他の区画の中心線で測定した面積に有効高（床面より大梁下又はダクト下端のいずれか低い方）を乗じ、これに90%を乗じた算定方法により算出した容積をいう。</p>
凍結能力	<p>通常の状態において生産し得る1日当たりの凍結能力をいう。</p>
従業者	<p>以下の①～④のいずれかに該当する人をいう。</p> <p>①個人事業主及び無給の家族従業者</p> <p>②常勤の役員</p> <p>③雇用者（賃金・給与（現物支給を含む）を支給されている人）</p> <p>④出向・派遣受入者</p> <p>なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含まない。</p>
HACCP手法	<p>食品製造における原材料から加工、出荷に至るまでの各段階で「安全性に害を与える要因を分析」し「危害発生の防止の上で重要な管理を行うべきポイント」を監視・記録することで、食品の安全性を確保する衛生管理手法のことをいう。</p>

【ホームページ掲載案内】

- 漁業センサスの全国調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載しています。
【<http://www.maff.go.jp/j/tokei/>】
分野別分類は「水産業」に分類しています。
- この「和歌山県の結果概要」は、和歌山県ホームページ及び近畿農政局ホームページに掲載しています。
【<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020300/sensasu/index.html>】
【<http://www.maff.go.jp/kinki/toukei/mn/sinrin/index.html>】



問い合わせ先

和歌山県企画部企画政策局調査統計課産業調査班

TEL 073-441-2390

FAX 073-441-2386

近畿農政局和歌山農政事務所統計部経営・構造統計課

TEL 073-436-3833

FAX 073-436-0914



平成22年2月1日現在で、2010年世界農林業センサスを実施します。
調査員がお伺いしましたら、ご協力をお願いします。

農林業センサスホームページ URL : <http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/>

